○国土交通省告示第千四百八十六号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十二年十一月十二日次のとおり小型特殊自動車をその型式について認定した。

平成二十二年十二月十六日　国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
農3267	ヰセキ　KD　P－T179F	農耕トラクタ	ヰセキ　E　4DG	3.369	井関農機株式会社　愛媛県松山市馬木町700番地
農3268	ヰセキ　KD　P－T181F	〃	〃	〃	〃

○国土交通省告示第千四百八十七号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十二年十月四日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十二年十二月十六日　国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎N－1117	騒音防止装置　三菱　H10－6M60MM3	UDトラックス　PD　G－AM96FH	三菱ふそうトラック・バス株式会社　神奈川県川崎市幸区鹿島田890番地12
㊎G－1824	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　M－6M60T　2PDG	〃	〃

○国土交通省告示第千四百八十八号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第一項の規定に基づき、日産フォークリフト株式会社から、指定製作者等の氏名又は名称及び住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同令第十一条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十二年十二月十六日　国土交通大臣　馬淵　澄夫

1．変更する指定製作者等の氏名又は名称及び住所

新

日産フォークリフト株式会社

神奈川県横浜市西区高島一丁目1番1号

旧

日産自動車株式会社

神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地

2．変更年月日

平成22年10月1日

3．対象となる特定装置の指定番号

GS－411、GS－412、GS－413、GS－414、GS－473、GS－474、GS－475、GS－478、GS－479

○国土交通省告示第千四百八十九号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第一項の規定に基づき、クラリオン株式会社から、指定製作者等の氏名又は名称及び住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同令第十一条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十二年十二月十六日　国土交通大臣　馬淵　澄夫

1．変更する指定製作者等の住所

新

埼玉県さいたま市中央区新都心7番地2

旧

東京都文京区白山5丁目35番2号

2．変更年月日

平成22年11月5日

○国土交通省告示第千四百九十号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十二年十二月十六日　国土交通大臣　馬淵　澄夫

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
12101	トヨタ　CBA－NCZ20	トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地
12102	トヨタ　CBA－NCZ25	〃	〃
15178	トヨタ　DBA－SCP100	〃	〃
15179	トヨタ　DBA－NCP100	〃	〃
15180	トヨタ　CBA－NCP105	〃	〃

○国土交通省告示第千四百九十一号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十二年十二月十六日　国土交通大臣　馬淵　澄夫

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
15255	ニッサン　DB　A－C25	日産自動車株式会社	神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地
15256	ニッサン　DB　A－NC25	〃	〃
15331	ニッサン　DB　A－CC25	〃	〃
15332	ニッサン　DB　A－CNC25	〃	〃
15626	スズキ　DBA－SC25	〃	〃
15627	スズキ　DBA－SNC25	〃	〃

○海上保安庁告示第二百六十一号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第四条第三項を実施するため、海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年十二月十六日　海上保安庁長官　鈴木　久泰

海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示

海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件（昭和二十八年海上保安庁告示第十二号）の一部を次のように改正する。

別表中型回転翼航空機（最大離陸重量二、五〇〇kgを超え一五、〇〇〇kg以下のもの）の項中

「MH　796　同　JA　6796」を削る。

附　則

この告示は平成二十二年十二月二十四日から施行する。